# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 関東財務局長殿 【提出日】 2025年7月1日提出

【発行者名】 楽天投信投資顧問株式会社 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 東 眞之

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山二丁目6番21号

【事務連絡者氏名】 石舘 真

【電話番号】 03-6432-7746

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

信託受益証券の金額】

楽天・高配当株式・日本ファンド(資産成長型)

(1)当初申込額

1,000億円を上限とします。

(2)継続申込額

1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

#### 第一部【証券情報】

#### (1) 【ファンドの名称】

楽天・高配当株式・日本ファンド(資産成長型)(以下「ファンド」といいます。)

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。) ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、も しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。 ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の 「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、 株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機 関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿 に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむ を得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替 受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### (3)【発行(売出)価額の総額】

当初申込期間:1,000億円を上限とします。 継続申込期間:1兆円を上限とします。

# (4)【発行(売出)価格】

当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:取得申込受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせくださ l1.

#### (5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。 ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

#### (6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (7)【申込期間】

当初申込期間:2025年7月17日とします。 継続申込期間:2025年7月18日から2026年9月24日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

# (8)【申込取扱場所】

<u>販売会社につきましては、委託会社の照会先</u>にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口:電話番号03-6432-7746

受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス:https://www.rakuten-toushin.co.jp/

# (9)【払込期日】

・取得申込者は、申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。 ・申込期間における発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、設定日に委託会社の指定する 口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。 継続申込期間

申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。

・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込ま れます。

EDINET提出書類 楽天投信投資顧問株式会社(E15787) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# (10)【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

# (11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

# (12)【その他】

該当事項はありません。

#### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

# (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的 当ファンドは、日本の金融商品取引所等に上場している株式を実質的な主要投資対象とし、主として配 当収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 ファンドの基本的性格 1)商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域		投資対象資産 (収益の源泉	
			株	式
単位型投信	国	内	債	券
	海	外	不動	童投信
追加型投信	内	外	そのf (	色資産
	1.3	21	` 資産	複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 2)属性区分

投资対象资産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式一般	年 1回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	
债券	年 4回	北米	ファミリーファンド
一般公债	年 6回 (陽月)	欧州	7729 7771
ムは 社債 その他債券	年12回	アジア	
ていた ( )	(毎月)	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・
	その他	アフリカ	ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	( )	中近東 (中東)	
资產複合 ( ) 资産配分固定型 资産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式 一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

#### <商品分類の定義>

- 1. 単位型投信・追加型投信の区分
  - (1)単位型投信: 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドを
  - ` / いう。 (2)追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファ ンドをいう
- 2.投資対象地域による区分 (1)国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の
  - ・記載があるものをいう。 (2)海外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の 記載があるものをいう
- (3)内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があ るものをいう。 3.投資対象資産による区分
- - (1)株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載が あるものをい
  - (2)債券:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載が
  - あるものをいう。(3)不動産投信(リート)
  - (3)不動産投信(リート):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
    (4)その他資産:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
    (5)資産複合:目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
    独立した区分
- 4.独立した区分

  - 低立びに区別 (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。 (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。 (3)ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信 託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### <補足として使用する商品分類>

- 開足として使用する間面が類と (1)インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 (2)特殊型:目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書 きで付記できるものとする。

- <属性区分の定義> 1.投資対象資産による属性区分
  - (1)株式

一般:次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 大型株:目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。 中州型株:目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

<sup>見分</sup> 一般:次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 公債:目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関 債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。 社債:目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをい

う。 その他債券:目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの

をいう。 格付等クレジットによる属性:目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほ か、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」 「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

り、下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。 資産配分固定型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする る旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。 資産配分変更型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な 変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産

を列挙するものとする。 2. 決算頻度による属性区分

2. 決算頻度による属性区分 年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 年4回:目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。 年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。 年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。 日々:目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。 その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。 3. 投資の地域による属性区分(重複使用可能)

員対象地域による属性区が(重複使用り能) グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。 日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 北米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある

ものをいう。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載がある

ものをいう。 アジア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう

ア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいっ

中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載が あるものをいう

アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記

載があるものをいう。 中近東(中東):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の

ニュージング:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地 域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.投資形態による属性区分

貝が思による属性区ガ ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資され るものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。 ファンド・オブ・ファンズ:「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり:目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨 の記載があるものをいう

為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替の ペッジを行なう旨の記載がないものをいう。 6.インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

グル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの

をいう。 条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。 ロング・ショート型/絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追
コング・ショート型/絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追
コナロセナビューング・シュート戦略により収益の追せた日均す場の記載があるものをいう

求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。 その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあ るいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法 人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

# 11日本の金融商品取引所等に上場している株式を主要投資対象とします

- ◆マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本の金融商品取引所に上場している株式 (DR (預 託証券)を含みます。)に投資し、主として配当収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指 します。
- ◆株式への投資にあたっては、主としてダウ・ジョーンズ日本配当100インデックス(S&P)(以下、「対象指数」ということがあります。)を参照し銘柄を選定し、流動性等を勘案して銘柄毎の組入比率を決定します。

# ■ ダウ・ジョーンズ日本配当100インデックスとは?

「ダウ・ジョーンズ日本配当100指数」は、S&P日本500指数の中から、財務比率に基づき同業他社と比較してファンダメンタルズの強さを考慮し選定された、安定した配当実績を持つ高配当企業100社から構成される指数です。

ダウ・ジョーンズ日本配当100インデックス®は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが楽天投信投資顧問株式会社に付与されています。S&P®、S&P 5000®、US 50000%、The 5000%は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、楽天投信投資顧問株式会社に対し一定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、ダウ・ジョーンズ日本配当10070インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

# ファンドの仕組み

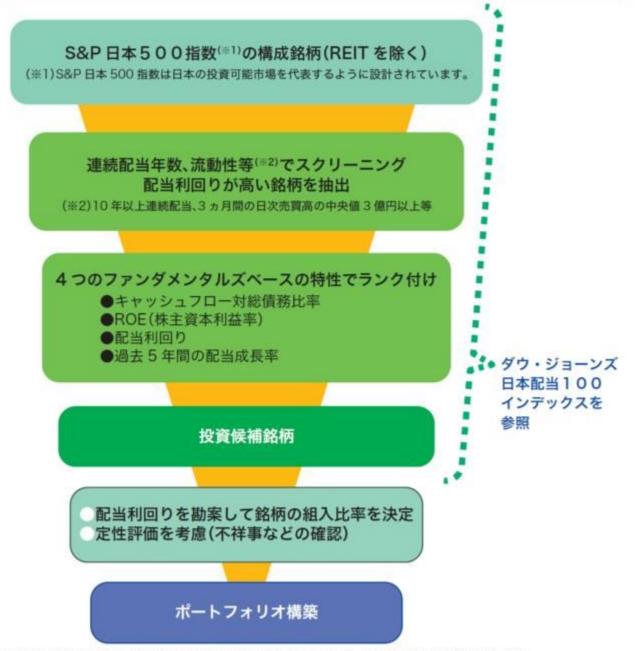
当ファンドは、「楽天・高配当株式・日本マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」)とするファミリーファ ンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、投資家の皆様からの投資資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

# 運用プロセス(イメージ)



※上記の運用プロセス図は有価証券届出書提出日現在のものであり、将来変更される場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、 上記のような運用ができない場合があります。

# 主な投資制限

- ●マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ●株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- ●投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ●外貨建資産への投資は行いません。
- ●デリバティブ取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

# 分配方針

- ●毎年6月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ●分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ●収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### 信託金限度額

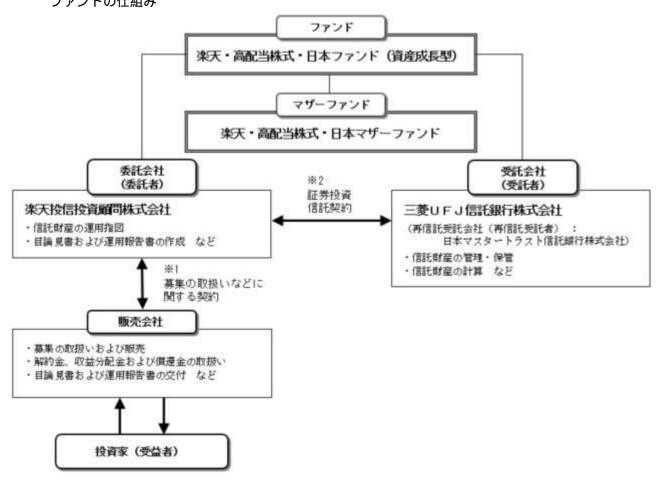
- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

# (2)【ファンドの沿革】

#### 2025年7月18日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

# (3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



- 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、
- 収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況 (2025年4月末現在)

1)資本金

150百万円

2)沿革

2006年12月28日 「楽天投信株式会社」設立

2008年 1月31日 金融商品取引業者登録 [関東財務局長(金商)第1724号]

2009年 4月 1日 株式会社ポーラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会 社」に変更

#### 3)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
楽天証券ホールディングス 株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	13,000株	100%

#### 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主にわが国の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、主として配当収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指 します。

株式への投資にあたっては、主としてダウ・ジョーンズ日本配当100インデックス(S&P)を参照し銘

柄を選定し、流動性等を勘案して銘柄毎の組入比率を決定します。 マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します

株式以外の資産(マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの投資信託財

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、や むを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

#### (2)【投資対象】

< 楽天・高配当株式・日本ファンド(資産成長型)> 「楽天・高配当株式・日本マザーファンド」(以下、 「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要 投資対象とします。 投資の対象とする資産の種類

- この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるも のとします
- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ)有価証券

口)デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託 約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)

八) 金銭債権

)約束手形 2)次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

- 1)株券または新株引受権証書
- ) 国債証券
- 3)地方債証券
- 4)特別の法律により法人の発行する債券
- 5)社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。) 6)資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものを
- 7 (11)ます。) 7 )特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるも のをいいます。
- 8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいま
- 9。) 9)資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融 商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10)コマーシャル・ペーパー 11)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新 株予約権証券
- 12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)~11)の証券または証書の性質を有するも
- 13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいま
- 9。) 14)投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるも のをいいます。) 15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。) 16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有
- 価証券にかかるものに限ります。
- 17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に限ります。) 20)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。
- 21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証

書のうち2)から6)までの証券の性質を有するもの、および14)に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13)および14)の証券(「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。)を以下「投資信 託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図 することができます。

- 1)預金
- )指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。) )コール・ローン )手形割引市場において売買される手形

- 5 ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの 上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図 ができます。

#### <楽天・高配当株式・日本マザーファンド>

わが国の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるも のとします

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める ものをいいます。以下同じ。)
  - イ)有価証券 ロ)デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託 約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。)
  - 八) 金銭債権
- 二)約束手形 2)次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- )株券または新株引受権証書
- ) 国債証券
- 3)地方債証券
- 4)特別の法律により法人の発行する債券 5)社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。) 6)資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものを
- (いいます。) 7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるも のをいいます。) 8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいま
- 9)資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- コマーシャル・ペーパ・
- 11)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新 株予約権証券
- 12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)~11)の証券または証書の性質を有するも
- 13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいま す。
- 14)投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。) 15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有 価証券にかかるものに限ります。) 17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。) 18)外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券
- 10 に限じます。) 20)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。) 21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証 券に表示されるべきもの
- 22)外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの

22)外国の有に対する権利で21)の有価証券の性負を有するものなお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するもの、および14)に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13)および14)の証券(「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。)を以下「投資信 託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2 委託者は、信託金を、 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図 することができます。 1)預金

- ) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- コール・ローン
- 4 ) 手形割引市場において売買される手形

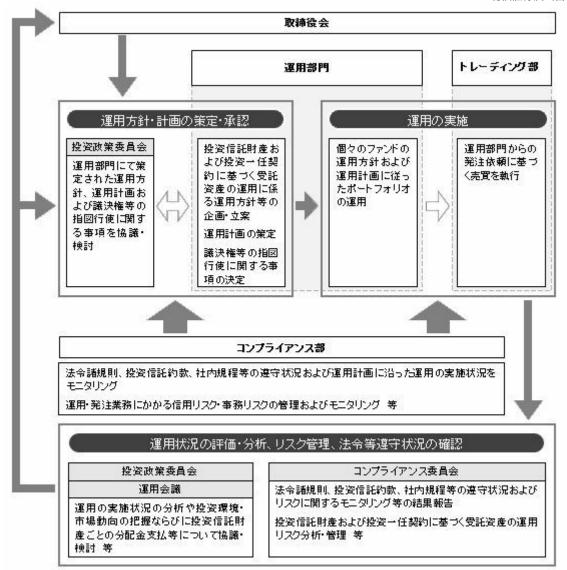
5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの 6)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの 上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図がで きます。

# 投資対象とするマザーファンドの概要 <<u>楽天・高配当株式・日本マザーファンド></u>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、わが国の株式を主要投資対象とし、主として配当収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証券)を含みます。) を主要投資対象とします。
投資態度	主にわが国の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、主として配当収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指します。 株式への投資にあたっては、主としてダウ・ジョーンズ日本配当100インデックス(S&P)を参照し 銘柄を選定し、流動性等を勘案して銘柄毎の組入比率を決定します。 株式への投資割合は、原則として高位を維持します。 株式への投資割合は、原則として投資信託財産の50%以下とします。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合 には制限を設けません。 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信 託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信 託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	楽天投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

# (3)【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



- 「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。
   「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。(但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。)
   ・運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
   ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します
- 項を協議・検討します。
- コンプライアンス部は、投資信託財産および投資ー任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用 ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投 資ー任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。

当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

上記体制は2025年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

収益分配方針

- 収益力配力町 毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 1)分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。 2)収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 3)留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- 収益分配金の支払い
- <分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。 <分配金受取りコース(一般コース)> 毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日ま で)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### (5)【投資制限】

約款に定める投資制限 <楽天・高配当株式・日本ファンド(資産成長型)>

- 1)マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 2)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けませ
- 3)投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 4)外貨建資産への投資は行いません。

- ・パステスタ (1975年 1975年 19 的以外には利用しません。
- 6)投資する株式等の範囲
  - (女員する杯式寺の駅内 イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引 所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において 取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当 により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありませ
  - ロ)イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等 において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することが できるものとします。
- 7)信用取引の指図範囲
  - (日) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しによ り行うことの指図をすることができるものとします。 ロ)イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことがで きるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。 1.投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券 2. 株営分割により取得する株券 3. 有営地資により取得する株券
  - - 2. 株式分割により取得する株券 3. 有償増資により取得する株券 4. 売出しにより取得する株券 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1 項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権が それぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法 第341条 J 3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約 権の行使により取得可能な株券
    - 6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、なら びに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に
- びに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
  8)先物取引等の運用指図、目的および範囲
  イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オブション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)の季託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産
  - 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる 先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等における これらの取引と類似の取引を行うに関することができます。 口)委託者は、
- 9)スワップ取引の運用指図、目的および範囲
  - イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産 を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とそ の元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことを 指図することができます。
  - ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りでは ありません。
  - ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価す るものとします。
- こ)委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

  10)金利先渡取引の運用指図、目的よび範囲
  イ)委託者は、投資信託財産に届ける環境を関するため、ならびに投資対象資産
- - を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことを指図することができま
  - 口)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとし

ます。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありま

- せん。 ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価す るものとします
- るものとします。

  二)委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

  ホ)10)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の理宝の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の全銭の授受を約する取引をいい 標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいい
- 11) 有価証券の貸付の指図、目的および範囲
  - イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する有価証券を次の範
  - イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する有価証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
    3.上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
    ロ)イ)の1.~3.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
    ハ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

  - ます。
- 12)公社債の空売りの指図、目的および範囲
  - イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債または借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

  - のたびよう。 ロ)イ)の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内 とします。 ハ)投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付 の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13)有価証券の借入れ
  - イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。 ロ)イ)の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の
  - 範囲内とします。
  - 八)投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する 借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 国八ルに同興証分の一部を返返するにめの指図をするものとします。 こ)イ)の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。 14)デリバティブ取引等にかかる投資制限 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法 により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。 15)信用リスク集中回避のための投資制限 一般社団法人投資信託財産の、クスに対する場合にある。
- - 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うことと します。
- 16) 資金の借入れ
  - 員並の個人化 イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価に対策等の運用は行わなりものとします。
  - ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資 信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始 日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代 日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金人金日までの間もしては受益者代の解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないこととします。
    ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
    こ)借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- < 楽天・高配当株式・日本マザーファンド >
- 1)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。2)投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

下とします。

- 3)外貨建資産への投資は行いません。 4)デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目 的以外には利用しません。
- り以外には利用しません。 5)投資する株式等の範囲 イ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引 所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において 取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当 により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありませ
  - ロ)イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することが できるものとします。
- 6)信用取引の指図範囲
  - イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しによ り行うことの指図をすることができるものとします。 ロ)イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことがで
  - - 3. 有損項員により取得する株券 4. 売出しにより取得する株券 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1 項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権が それぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法 第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約 権の行使により取得可能な株券
- 権の行使により取得可能な株券

  6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

  7)先物取引等の運用指図、目的および範囲
  イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)かならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

  ロ)委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

  8)スワップ取引の運用指図、目的および範囲
  イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現することができます。
- - スワッノ取引の連用項図、目的のよび配出 イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産 を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とそ の元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことを 指図することができます。 ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないもの とします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りでは
- とします。たたし、当該取引か当該信託期间内で全部解剖か可能なものについてはこの限りではありません。
  ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  こ)委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
  9)金利先渡取引の運用指図、目的および範囲
  イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産をまます。
  - 口)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありま
  - せん。 ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価す

  - 八)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手万か市場実勢金利寺をもどに昇出した価額で評価するものとします。
     二)委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
     ホ)9)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。 ます。
- 10)有価証券の貸付の指図、目的および範囲
  - イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する有価証券を次の範

- 有価証券届出書(内国投資信託 囲内で貸付の指図をすることができます。 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式 の時価合計額を超えないものとします。 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保 有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。 3 . 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、投 資信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。 イ)の1、~3、に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超え る額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。 季託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとし、
- ロ)イ)の1
- る顔に怕ヨ9〜突割の一部の解剤を指図9〜ものとしま9。 ハ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとし ます
- ま9。 11)公社債の空売りの指図、目的および範囲
  - イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債または借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるも のとします。
  - 口)イ)の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内 とします。
  - 八)口)の売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合に 委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものと
- します。 12)有価証券の借入れ
  - イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。 ロ)イ)の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の
- 口)イ)の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内とします。 ハ)投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する 借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。 ニ)イ)の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。 13)デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法 により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。 14)信用リスク集中回避のための投資制限 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場 して、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、日該ルデで起えることによって 合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うことと

法令による投資制限

#### 3【投資リスク】

ます。投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投 資元本を割り込むことがあります。 投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願い

いたします。

### < 主な変動要因 >

株価変動リスク

が高く記った。 当ファンドが実質的に投資する株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需 給関係等の影響を受け変動します。当該株式の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となり ます。

ます。 流動性リスク 当ファンドが実質的に投資する有価証券等の流動性は、その需給、市場に対する相場見通し、経済・ 金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等の影響を 受けます。当該有価証券等の流動性が低下した場合、市場実勢から期待できる価格で売買が実行でき ず、不利な条件での売買を強いられる可能性があり、その場合、基準価額が下落する要因となりま す。

また これらにより、換金の申込みの受付が中止となる可能性や換金代金の支払いが遅延する可能性 があります。 信用リスク

当ファンドが実質的に投資する有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響 により、当該有価証券等の価格が下落した場合は、基準価額が下落する要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

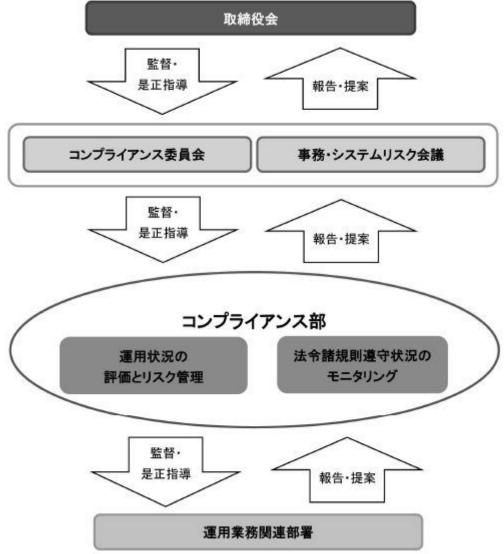
投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金移動等に伴う売買等が生じた場

合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用は ありません。

ありません。 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。 当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

#### (2)リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



# \*全社的リスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵 守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて 法令諸規則等の遵 取締役会に報告されます。

取締役会は、コンプライアンス部による流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態 勢の監督を行います。

また、コンプラインス部は各種リスク(運用リスク、事務システムリスクなど)に関するモニタリン グとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行っています。

\*運用状況の評価・分析とリスク管理 コンプライアンス部は、流動性リスク管理に関する規程を定め、投資信託財産の流動性リスクのモニ タリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会はこれらの監督を

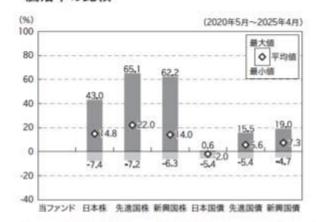
行います。 コンプライア コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク 管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に 応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容 は、毎月取締役会に報告されます。 上記体制は2025年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# 参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資 基準価額の推移

該当事項はありません。

# ■ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間 の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド および他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファ ンドの騰落率につきましては、設定前であるため、表示しておりません。 ※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株・・・・・S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)

先進国株・・・S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)

日本国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債:日本インデックス(円ベース)

先進国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ベース)

新興国債・・・ブルームバーグ新興市場自国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

# 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。 ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。 ・<分配金再投資コース(自動けいでく投資コース)>の場合、収益分配金の再投資により取得する口 数については、申込手数料はかかりません。

# (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

# (3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.297%(税抜0.27%)の率 を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分(年率)は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率			
委託会社	0.165% (税抜0.15%)		
販売会社	0.110%(税抜0.10%)		

受託会社 0.022% (税抜0.02%)

役務の内容		
委託会社	委託した資金の運用の対価	
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座 内でのファンドの管理等の対価	
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月 終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産から支払います。

#### (4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、法定 書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその 他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経 費」といいます。)は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。ただし、委託 会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該諸経費の一部もしくはすべてを負担する場合がありま ਰ

り。 投資信託財産にかかる監査報酬は、原則として受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該監査報酬の一部もし 中から支弁します。ただし、委託会社I くはすべてを負担する場合があります。

「その他の手数料等」については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示する ことができません。

費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができな いため表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- Mindania、Midania Birling Colory 13x1/11x3 y 。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象と なります。
- NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱い が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合 1)収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用があります。)のいずれか を選択することもできます。 2)解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)\*については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。
\*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みませ

)を控除した利益

が可能です。

から眠です。 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合 NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。 NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信 託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売 会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方 が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しく は、販売会社にお問い合わせください。

は、販売会社にの向い合わせくたさい。 法人受益者の場合 1)収益分配金、解約金、償還金に対する課税 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について は配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された 税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。 2)益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。 個別元本

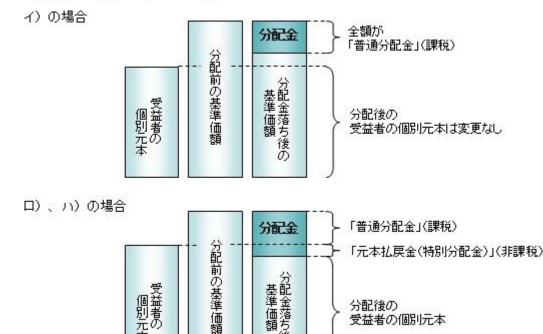
1)各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれませ ん。)が個別元本になります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 有価証券届出書(内国投資信託
  2)受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。普通分配金と元本払戻金(特別分配金)
  1)収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
  2)受益者が収益分配金を受け取る際イ)収益分配金を受け取る際イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  ロ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から
- - イン、収益力配金者もほの金子価額が、文価値の「ロョルウの値別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
    ハ)収益分配金券生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益
  - 者の個別元本となります。

# <分配金に関するイメージ図>

受益者の 本



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 上記は2025年4月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変 更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧め します。

後 0

分配後の

受益者の個別元本

#### 5【運用状況】

#### (1)【投資状況】

該当事項はありません。

### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

# (4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

# 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

# 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

該当事項はありません。

# 主要な資産の状況

該当事項はありません。

# 年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。なお当ファンドに、ベンチマークはありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

#### 第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
- (1)申込方法

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>と<分配金受取りコース(一般コース)>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

(公配金を開放コース(一般コース)>

<分配金受取りコース(一般コース)> 収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。 販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

(3)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4)取扱時間

当初申込期間

当初申込期間の最終日(2025年7月17日)の販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが 完了したものを当初申込期間の受付分とします。

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ

い。 (5) 申込金額

取得申込受付日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に取得申込口数を乗じて得た額に、申込

手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。 <分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(6)申込単位

販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (7)申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(8)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある ときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すこ 金融商品取引所 における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある とができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロ に規定する外国金融商品市場をいいます。

#### 2【換金(解約)手続等】

#### <解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ

い。 (3)解約制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。

(4)解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口:電話番号03-6432-7746

: 営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス: https://www.rakuten-toushin.co.jp/

# (5) 手取額

子取留 1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6)解約単位

販売会社が定める単位とします。 \_\_詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)解約代金の支払い

/ 原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。 (8)受付の中止および取消\_\_\_\_

- 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると きは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができま す。
- ッ。 ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を 評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総 口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがありま す。

#### <基準価額算出の流れ>

(a) 信託財産の総額=ファンドに組み 入れられている有価証券など全てを 鈍資産総額= (a) 信託財産の総額から 時価などにより評価したもの (b) 負債総額(ファンドの運用に必要 な費用などのコスト)を控除したもの (b) 負債総額 基準価額=純資産総額を 計算日の受益権総口数で 割った金額 (a) 信託財産 の総額 鈍咨毒鑅麵 基準価額 (a) - (b)

有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価しま

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券 基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内上場株式

原則として、基準 基準価額の照会方法 基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口:電話番号03-6432-7746

: 営業日の午前9時から午後5時まで 受付時間

ホームページアドレス: https://www.rakuten-toushin.co.jp/

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

# (3)【信託期間】

無期限とします(2025年7月18日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了 させることがあります。

#### (4)【計算期間】

毎年6月26日から翌年6月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。 ただし、第1計算期間は2025年7月18日から2026年6月25日までとします。

#### (5)【その他】

- 信託の終了(繰上償還) 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること ができます。
  - イ)受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき
  - ロ)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ハ)対象指数が改廃されたとき ニ)やむを得ない事情が発生したとき
- 2)この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 3)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰 上償還させます

  - 上償還させます。
    イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
    ロ)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
    ハ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、
- 書面決議で可決された場合、存続します。) ニ)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
  4)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- (関金について) (

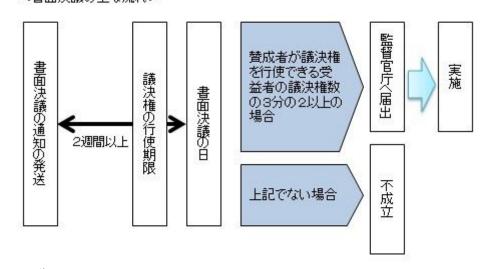
信託約款の変更など

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨のされるの内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。) 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決
- 議」の規定を適用します。

#### 書面決議

- 1)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送し ます。
- 2)受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている 受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3)書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行 ないます。
- 信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書 4)繰上償還、 面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5 ) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6 ) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

# <書面決議の主な流れ>



#### 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス https://www.rakuten-toushin.co.jp/

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日 本経済新聞に掲載します。

- 本経済新聞に掲載します。 運用報告書の作成 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。 ホームページアドレス https://www.rakuten-toushin.co.jp/ 関係法人との契約につれて

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満 了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間 延長されるものとし、以後も同様とします。

EDINET提出書類 楽天投信投資顧問株式会社(E15787) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、 1.他の受益者の氏名または名称および住所 2.他の受益者が有する受益権の内容 次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

# 4【受益者の権利等】

- 受益者の有する主な権利は次の通りです。 (1)収益分配金・償還金受領権 ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有
  - ・ 支監督は、ファフィの収益力配金・資金金を、自己に帰属する支監権の自数に応じて支援する権利を有します。 ・ ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2)解約請求権 受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができま

す。 (3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

EDINET提出書類 楽天投信投資顧問株式会社(E15787) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### 第3【ファンドの経理状況】

- (1)ファンドの運用は、2025年7月18日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。(2)ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務をは、計算期間毎に作成する有価証券報告書および計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- されます。 (3)委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する 規則」の定めるところによります。

#### 1【財務諸表】

該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

#### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1)名義書換

受益者は、 委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、 無記名式受益証券 文典目は、玄武女社がドビを侍ない事情なこにより支金証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券 から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわな いものとします。 (2)受益者に対する特典

- えば 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また
- は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、張哲学の振替集に関する法律 た他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律 の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知 するものとします。
- 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている 振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗する ことができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行 の請求を行なわないものとします。

(5)受益権の再分割

- 受益権の再方制 委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一 定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 受益権の再分割を行うにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場 合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行います。また、各受益 者が保有することとなる受益権口数の合計数の合計数との関に美が失いるよとなる場合には、系統会社が計算する系統を口数の合計数との関に美が失いることとなる場合には、系統会社が計算する系統を口数を当該 益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。
  (6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
- 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

#### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2025年4月末現在)

資本金の額 発行可能株式総数 150百万円 30,000株 発行済株式総数 13.000株

過去5年間における主な資本金の増減 : 該当事項はありません。

#### (2)委託会社の機構(2025年4月末現在)

取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のと

きまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。 取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、 専務取締 役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任しま

す。 取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および の取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役 がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなど は、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを

省略することができます。
取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役 の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監 査を行います。

# (3)投資運用の意思決定プロセス(2025年4月末現在)

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針 を決定します

を决定します。 運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

理用部门は、投資政界安員会の法定に至って、条件可な基内の場合で表現。 運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。 コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部門にフィードバックします。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設 らに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)を また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資 定を行うとともに、「金融商品 行っています。また、「金融商品 助言・代理業務を行っています。

#### 2025年4月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	98	3,795,479
単位型株式投資信託	4	7,081
合計	102	3,802,560

# 3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社(以下「当社」といいます。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。)、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6 ます。)、並びに同規則第2条の規定に基づ 日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度(2024年1月1日から2024年 12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

	前事業年度	当事業年度 (2004年40日24日日本)
資産の部	(2023年12月31日現在)	(2024年12月31日現在)
流動資産	4 040 540	0.500.000
現金・預金 金銭の信託	1,819,543 800,000	2,583,332 800,000
前払費用	48,271	52,329
未収入金	· -	817
未収零記名報酬	1,132,948	1,827,748
未収運用受託報酬 未収収益	12,649	15,752 2,635
立替金	130,484	168,301
未収還付法人税等	6,458	3,089
その他 流動資産計	10,378	30,421
加斯貝库司 固定資産	3,960,734	5,484,430
有形固定資産	1 68,147	1 55,233
器具備品(純額)	65,890	53,728
リース資産(純額) 無形固定資産	2,257 21,126	1,504 16,227
ソフトウエア	21,126	16,227
投資その他の資産	634,965	780,542
投資有価証券	532,737	685,412 574
長期前払費用 繰延税金資産	938 101,288	574 94,555
固定資産計	724,239	852,002
資産合計	4,684,974	6,336,433
負債流	11,419 189,064 720,667 67,464 42,615 88,276 10,750 827 1,131,085	17,434 335,807 1,148,451 99,128 85,862 61,782 7,770 827 1,757,064 76,933 5,160 138,389 64,176 827 285,487 2,042,551
<b>な姿まの</b> 望		
純資産の部 株主資本 資本金 資本銀金	150,000	150,000
資本準備金 その他資本剰余金	400,000 229,716	400,000 229,716
ての他員本剰赤玉 資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		,
その他利益剰余金 繰越利益剰余金	2 506 420	2 440 007
一 解越利益剌宗 利益剰余金合計	2,596,129 2,596,129	3,418,967 3,418,967
株主資本合計	3,375,846	4,198,683
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金 評価・換算差額合計	34,497 34,497	95,197
評価・授算を領占司 純資産合計	3,410,343	95,197 4,293,881
負債・純資産合計	4,684,974	6,336,433

# (2)【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自2023年1月1日	(自2024年1月1日
	至2023年12月31日)	至2024年12月31日)
<b>堂</b> Ψ Δ Δ Δ Δ Δ Δ Δ Δ Δ Δ Δ Δ Δ Δ Δ Δ Δ Δ		

		有価証券届出書(内国投資(
運用受託報酬	137,412	139,397
その他営業収益		3,743
営業収益計	3,465,392	5,115,923
営業費用		
支払手数料	1,408,681	2,234,160
委託費	129,598	118,131
広告宣伝費	5,897	12,600
通信費	116,133	140,303
協会費	6,090	8,956
諸会費	217	252
その他営業諸経費	80,890	189,304
営業費用計	1,747,509	2,703,707
一般管理費	1 • 2 1,057,908 1 • 2	1,213,050
営業利益	659,974	1,199,165
営業外収益		
受取利息	12	216
有価証券利息	388	2,590
投資有価証券売却益	32,169	18,788
投資有価証券償還益	-	2,054
為替差益	-	879
その他	53	488
営業外収益計 営業外費用	32,624	25,018
吕耒水真用 事務所移転費用	_	678
海纳加伊拉莫尔 為替差損	2	-
その他	81	391
営業外費用計	84	1,069
経常利益	692,514	1,223,114
特別利益		
その他の特別利益	12,959	-
特別利益計	12,959	-
特別損失	<u> </u>	
固定資産除却損	298	2,922
特別損失計	298	2,922
税引前当期純利益	705,176	1,220,192
法人税、住民税及び事業税	234,828	417,411
法人税等調整額	14,456	20,055
法人税等合計	220,371	397,355
当期純利益	484,804	822,837

# (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

				( <u>\\</u> \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
		株主資本				
	<b>咨</b> ★ <b>仝</b>	資本金 資本無法				
	貝쑤並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716		
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の						
当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-		
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716		

	株主資本			評価・換算差額等		
	利益剰余		<b>姓</b> 十次末	この	<b>郭/</b> 西。協質	純資産合計
	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	繰越利益剰余金	合計		计叫左钮立	左颌寸口引	
当期首残高	2,111,325	2,111,325	2,891,041	4,061	4,061	2,886,979
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	484,804	484,804	484,804			484,804
株主資本以外の項目の				38,559	20 550	38,559
当期変動額(純額)					38,559	•
当期変動額合計	484,804	484,804	484,804		38,559	523,363
当期末残高	2,596,129	2,596,129	3,375,846	34,497	34,497	3,410,343

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

				ᇄᆔᆽᄯᅜᆟᄼᆸᄱᇑᇇᆅ
	資本会 資本剰余金 資本利余金 ターカー ターカー ターカー ターカー ターカー ターカー ターカー ターカ			
	貝쑤立	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の				
当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-			-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算		
	利益剰余	:金	<b>수</b>		評価・換算	純資産合計
	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	計価・投昇   差額等合計	
	繰越利益剰余金	合計		可叫在贺亚	在积分口山	
当期首残高	2,596,129	2,596,129	3,375,846	34,497	34,497	3,410,343
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	822,837	822,837	822,837			822,837
株主資本以外の項目の				60,700	60,700	60,700
当期変動額(純額)				60,700	60,700	60,700
当期変動額合計	822,837	822,837	822,837	60,700	60,700	
当期末残高	3,418,967	3,418,967	4,198,683	95,197	95,197	4,293,881

#### [注記事項]

(重要な会計方針)

- . 資産の評価基準及び評価方法
  - (1)有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却 原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

(2)金銭の信託

時価法によっております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な付用年数は、以下の通りであります。

4~20年 器具備品

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっておりま

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

(3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4)長期前払費用

定額法によっております。

- 3 . 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金\_\_

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2)賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰 属する額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末におい て負担すべき額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上してお ります

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付いては、給付算定式基準によっております。 退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法につ

数理計算上の差異の費用処理方法

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

# (5)執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の執行役員退職金規程に基づく当該支給見積額の うち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

#### (1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### (2)運用受託報酬

#### (3)成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として 認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

### (重要な会計上の見積り) 該当事項はありません。

#### (会計方針の変更) 該当事項はありません。

# (貸借対照表関係)

1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却累計額	56,207	73,566

#### (損益計算書関係)

1.役員報酬の範囲

		(単位:千円)
	前事業年度_	当事業年度_
	(自2023年1月1日	(自2024年1月1日
	至2023年12月31日)	至2024年12月31日)
取締役 年額	200,000	200,000
監査役 年額	30,000	30,000

2.一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります

正明は、ケージとのうとのう	5 7 0
	(単位:千円)
前事業年度	当事業年度
(自2023年1月1日	(自2024年1月1日
`至2023年12月31日)	至2024年12月31日)
557,294	652,313
46,516	42,118
88,276	98,076
10,750	9,444
26,442	25,644
19,868	34,588
24,118	24,000
	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日) 557,294 46,516 88,276 10,750 26,442 19,868

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	_	_	13,000株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3 . 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。

### (リース取引関係)

< 借主側 >

1.ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、事務用設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2.オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
1 年内	2,400	-
1年超	· -	
合 計	2,400	-

# (金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針 当社は、投資信託の運用を業として行っております。 当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。 なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

有価証券届出書(内国投資信託 また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。 投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、定期的に時価の状況を把握し、その内容を経営に報告いたしております。

。 未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。 なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払消費税 等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略して おります。

(単位:千円)

			<u> </u>
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	532,737	532,737	-
資産計	532,737	532,737	-

#### (注)金融商品の時価算定の方法

#### (1)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。 また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照く ださい。

### (2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,819,543			
(2) 金銭の信託	800,000			
(3) 未収委託者報酬	1,132,948			
(4) 未収運用受託報酬	12,649			
資産計	3,765,142	-	-	-

#### 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。 なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払金、未払費用、未 払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載 を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
・ その他有価証券	685,412	685,412	-
資産計	685,412	685,412	1

#### (注)金融商品の時価算定の方法

#### (1)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。 また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照く ださい。

#### (2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

				<u> </u>
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金・預金	2,583,332			
(2) 金銭の信託	800,000			
(3) 未収委託者報酬	1,827,748			
(4) 未収運用受託報酬	15,752 2,635			
(5) 未収収益	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
資産計 資産計	5,229,470	-	-	-

#### 3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した 時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 その他有価証券	_	532,737	-	532,737
資産計	-	532,737	-	532,737

### (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としておりま す。

#### (2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

#### 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 ( 千円 )			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	-	685,412	-	685,412
資産計	-	685,412	-	685,412

#### (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

#### (2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

#### (有価証券関係)

#### 1.その他有価証券

前事業年度(2023年12月31日)

			<u> </u>
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
(1)株式	_	_	_
( 1 ) 1/1/1/1   ( 2 ) / 佳光		_	_
(2)債券	l <del>.</del> .		
(3)その他	292,656	232,015	60,641
小 計	292,656	232,015	60,641
3 81	,	,	

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの (1)株式 (2)債券	-	-	-
(2) 順分   (3) その他	240,081	251,000	10,918
小計	240,081	251,000	10,918
合 計	532,737	483,015	49,722

#### 当事業年度(2024年12月31日)

(単位:千円)

			( <u>+  </u> -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
│ (2) 債券	-	-	-
(3) その他	571,328	425,200	146,128
小 計	571,328	425,200	146,128
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
│ (2) 債券	-	-	-
(3)その他	114,083	123,000	8,916
小 計	114,083	123,000	8,916
合 計	685,412	548,200	137,212

2. 売却したその他有価証券 前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-		
(2) 順分   (3) その他	555,169	35,417	3,247
合計	555,169	35,417	3,247

#### 当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位・千円)

			(半四・1円)
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2) 順分   (3) その他	425.244	21,198	2,409
合計	425,244	21,198	2,409

#### (デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

# (退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概略 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。

# 2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		(単位:干円)
	前事業年度	当事業年度
	(自2023年1月1日	(自2024年1月1日
	至2023年12月31日)	至2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	103,170	128,333
勤務費用	21,549	19,593
利息費用	1,134	1,796
数理計算上の差異の発生額	4,794	5,921
退職給付の支払額	2,317	-
過去勤務費用の発生額	-	-
転籍にともなう増減額	-	-
退職給付債務の期末残高	128,333	155,645

# (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 
非積立制度の退職給付債務	<u> </u>	至2024年12月31日) 155,645
未積立退職給付債務	128,333	155,645
未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用	16,031	17,255
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	112,301	138,389
退職給付引当金	112,301	138,389
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	112,301	138,389

# (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自2023年1月1日 至2023年12月31日)	(自2024年1月1日 至2024年12月31日)
勤務費用	<u> </u>	<u> </u>
利息費用	1,134	1,796
期待運用収益	, <u>-</u>	· -
数理計算上の差異の費用処理額	3,757	4,697
過去 <u>勤務費用の費用処理額</u> 確定給付制度に係る退職給付費用	26,442	26,087
唯た和り例及に示る必例和り具用	20,442	20,007

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度_	当事業年度_
	(自2023年1月1日	(自2024年1月1日
	至2023年12月31日)	至2024年12月31日)
割引率	1.4%	1.7%
長期期待運用収益率	-	-
予想昇給率	2.5%	2.7%

# (税効果会計関係)

# 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度_
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	15,395	13,353
未払事業所税	391	492
未払事業税	9,346	16,387
賞与引当金	27,030	42,474
退職給付引当金	34,386	42,374
執行役員退職慰労引当金	9,059	19,650
減価償却超過額	2,860	2,799
繰延資産	1,310	737
その他	17,188	18,406
繰延税金資産小計	116,970	156,676
評価性引当金	456	20,107
繰延税金資産合計	116,513	136,569
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	15,225	42,014
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産純額	101,288	94,555

# 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 住民税均等割等	0.62% 0.08%	0.32% 0.06%
評価性引当金の増減額	0.00%	1.59%
その他	0.08%	0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.25%	32.56%

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又 はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### (資産除去債務関係)

該当事項はありません。

#### (収益認識に関する注記)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	前事業年度 ( 2023年12月31日 )	当事業年度 ( 2024年12月31日 )
委託者報酬	3,324,618	4,932,615
運用受託報酬	137,412	139,397
成功報酬(注)	3,361	40,167
その他営業収益	-	3,743
合計	3,465,392	5,115,923

- (注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。
- 2 . 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年 度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期 に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (セグメント情報等)

# [セグメント情報]

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)及び当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12 月31日)

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるた め、記載を省略しております。

[関連情報] 前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

製品及びサービスごとの情報

<u>(単位:千円)</u> 投資信託運用業務 投資一任業務 その他営業収益 計 外部顧客への営業収益 3,327,980 137,412 3,465,392

- 地域ごとの情報 (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地 域ごとの営業収益の記載は省略しております。

- (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるた め、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。
- 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はあり ません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 1 製品及びサービスごとの情報

	投資信託運用業務	投資一任業務	その他営業収益	合	計
外部顧客への営業収益	4,972,782	139,397	3,743	5	5,115,923

# 2 地域ごとの情報 (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。 (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はあり ません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

# (関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1000											
種	会社等		資本金又	事業の	議決権等	関係	内容		取引金額		期末残高
類	の名称	所在地	は出資金 (百万円)	内容又 は職業	の被所有 割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	(千円)	科目	(千円)
			(H))))	10,140,74	нун	来に守	の人美川が				
親会社	楽天グ ループ株 式会社	東京都世田谷区	446,769 (2023年 12月31日 現在)	Eコマー スサー ビス業	被所有 間接 100.0%	-	経営 管理	グループ通算 制度に伴う通 算税効果額	189,064	未払金	189,064

(注)1.上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

# 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の被所有 割合	関係 役員の 兼任等	内容 事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	楽天グ ループ株 式会社	東京都世田谷区	452,646 (2024年 12月31日 現在)	Eコマー スサー ビス業	被所有 間接 100.0%	·	経営管理	グループ通算 制度に伴う通 算税効果額の 支払	189,270	未払金	335,807

(注)1.上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 マは職業	議決権等 の被所有 割合	関係 役員の 毎任等	<u>系内容</u> 事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

兄弟	楽天証券	東京都	19,495	インター ネット証		兼任	当社投資 信託の募	証券投資信 託の代行手 数料等	1,118,719		474,617
兄弟 会社	株式会社	港区	(2023年12月 31日現在)	券取引 サービス 業	-	3人	集の取扱 い等	運用受託 報酬	137,412	未運 受報	12,649

- (注)1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれてお
  - ります。 2.証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定 しております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

	$\leftarrow \top \times \setminus \vdash$		<u> </u>	<u> </u>	<u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>						
種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係 役員の 兼任等	系内容 事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟	楽天証券 株式会社	東京都 港区	19,495 (2024年12月 31日現在)	インター ネッ取引 サービス 業	-	兼任 3人	当社投資 信託の 事 い 等	証券投資信 託の代行手 数料等 運用受託 報酬	1,876,111 136,471	未費 未運受報払用 収用託酬	805,080 12,826
								その他 営業収益	3,743	未収 収益	2,635

- <u>(注)1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれてお</u>
  - ります。 2.証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬、その他営業収益については、一般取引先に対する取引 条件と同様に決定しております。
- 2 . 親会社又は重要な関連会社に関する注記 親会社情報

楽天グループ株式会社(東京証券取引所に上場) 楽天証券ホールディングス株式会社(非上場)

#### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
1株当たり純資産額	262,334円11銭	330,298円57銭
1 株当たり当期純利益金額	37,292円63銭	63,295円20銭

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しており

ません。 2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	484,804	822,837
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	484,804	822,837
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00	13,000.00

#### (重要な後発事象) 該当事頃はありません。

# 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
   (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令でであるものを除きます。)。
- 定めるものを除きます。
- 定めるものを除きます。)。
  (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
  (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
  (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項 委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

### (1) 受託会計

<u>, Zhuar</u>		
名 称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### <再信託受託会社の概要>

: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社: 10,000百万円(2024年9月末現在) 名称

資本金の額

:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に 事業の内容

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受 託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべ てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

# (2)販売会社

<u>/                                    </u>				
名 称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容		
楽天証券株式会社	19,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。		
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。		

三菱UFJ信託銀行株式会社は、当初申込期間においては委託会社による買付にかかる取得申込み のみを取扱い、継続申込期間は募集・販売業務を取扱いません。

#### 2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
- ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。 (2)販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

### 3【資本関係】

EDINET提出書類 楽天投信投資顧問株式会社(E15787) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (1)受託会社
  - 該当事項はありません。
- (2)販売会社 該当事項はありません。

#### 第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見 書)」という名称を使用します。 (2)目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日 ファンドの基本的性格など

ッテントの金布的性相なと 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など 目論見書の使用開始日

(3)目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな らない旨の記載。

らない自の記載。 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。 請求目論見書の人手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合には その旨の記録をしておくべきである旨の記載

間が目間見音は投資者の間がにより販売会社がら交付される自のよび当該間がを行なりた場合には その旨の記録をしておくべきである旨の記載。 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前 に受益者の意向を確認する旨の記載。 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記

(4)交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。 ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用 がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな

- らない旨の記載。 (5)有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、 「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者 の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記 載することがあります。 (6)目論見書に約款を掲載し、
- 取りることがあります。
  6)目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
  7)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
  8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
  9)交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。当初元本額についての記載。
  基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。所得税には、復興特別所得税が会まれる旨

所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

### 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年2月21日

楽天投信投資顧問株式会社 取締役会御中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理 に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

# 財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

# 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

EDINET提出書類

楽天投信投資顧問株式会社(E15787)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含 む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独 立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許 容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。